

令和3年

熊野町農業委員会

議事録

第9回

熊野町農業委員会

令和3年第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和3年11月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣 寿計
委員	世良 正喜
委員	佛圓 治徳

6. 議事録署名委員(2人)

委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太
書記	竹内 浩喜

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第9回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>4番 井尻委員、5番 立花委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第39号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号から議案第42号の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、町から農業委員会に対して意見照会がありましたので、ご説明いたします。</p> <p>まずは、熊野農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。当該計画書は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で策定した計画書でございます。</p> <p>計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では約150haを指定しております。この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来ず、農地以外に転用を行いたい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外する手続きが必要となります。</p> <p>本町では、6月末と12月末までの、年2回受付をしたものについて、町としての審査、広島県との協議のほか、約1か月間の公告縦覧や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、当該地域から除外することが出来るものとされております。</p> <p>除外後は、今後改めて農地転用の許可申請について、委員の皆様にご審議して頂くこととなります。</p> <p>今回の議案である計画変更にあたっては、町長は、農業委員会の意見を</p>

聴くものと規定されており、農業委員会としては、申し出されている農用地が、代替えすべき土地が無いこと、農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れが無いこと、などといった要件を満たしているものかを審議し、農業委員会としてこの申請された施設が農業振興地域に設置されることについて、「意見」を付することとなります。この意見照会については農業委員会と併せて、安芸農協にも行っております。

この度は、4件の申請が出ておりますので、1件ずつ議案説明をさせていただきます。

それでは、議案第39号の説明をさせていただきます。

申請地は、新宮地区にある〇〇〇〇〇から北側にある田1筆となります。申請人は高齢のため、耕作が困難な状況ですが、今後所有している農地を維持していくために、分家の娘の協力が必要ということで、申請人の実家付近に家を建てて住んでほしいとの願いから、今回申請地に住宅を建てる計画で申請をされております。

これまで分家の娘さんについては、申請人の住宅付近に引っ越しをしたいと考えてはいたそうですが、資金面で断念していたそうです。しかし、申請人の土地に建てるということになれば資金面で負担が減り、この度建築する決意に至ったそうです。

申請人は、その他土地を所有していますが、建築条件に適さない等で代替が可能な土地をお持ちでないことや、利用集積にも与える影響は無いと認められること、被害防除措置が検討されているため、変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと判断できます。また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。

なお、本日も承認を頂いたとしても、県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可をすることにはなりません。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。

	世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	<p>11月19日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>申請地は、現在休耕中の土地でございました。今回の申請では、平屋の住宅を建築したいということで、農振農用地区域からの除外を求められております。近隣地には住宅や太陽光パネルも設置してあるような場所でした。</p> <p>申請地は接道部分からはほぼ高低差がなく、土地の造成予定は無く、整地のみを行うと被害防除計画書にも記載がありました。</p> <p>申請理由及び申請書類等にも不備はなく、周辺農地に悪影響を与える恐れはないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第39号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第39号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、議案第40号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号についてご説明します。</p> <p>申請地は、初神地区に今年度新設されました〇〇〇〇〇隣接地にある田3筆となります。申請人は令和3年1月20日付で今回申請地の隣接地、初神〇丁目〇〇〇〇〇外3筆の土地を農地法第5条許可の申請により取得、令和3年3月22日付で初神〇丁目〇〇〇〇〇の土地を同じく農地法第5条許可の申請により取得して、現在駐車場としての利用を行っており</p>

	<p>ます。この度大型バスの台数を増やす事業拡大計画のため、既已取得済みの用地を含めて申請地を駐車場に転用したいとのことで、変更申請が提出されております。新宮地区の〇〇〇〇〇の上側に本社車庫があり、現在大型バスを7台駐車しているそうですが、今後バス増車により将来的には、新宮の本社車庫に中型以下のバスを6台、今回申請地を含む初神車庫に大型バスを17台程度の保有を計画されているそうです。</p> <p>申請人は、その他土地を所有していますが代替可能である土地は該当ないこと及び、利用集積にも与える影響は無いと認められること、被害防除措置が検討されているため変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと認められます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
<p>佛圓委員</p>	<p>本件に関して、11月9日事務局の方と一緒に状況調査に行っていました。場所は、事務局が先ほどご説明されましたように、初神にある〇〇〇〇の反対の道を約200メートル北西の山側に向かったところにあります。</p> <p>現地は既に〇〇〇〇〇が駐車場として利用しておりまして、大型バスが2台駐車しておりました。</p> <p>その土地に隣接した3筆が今回の対象となっております、現状は草が生い茂ってその中をイノシシが掘り上げて荒れた状態の土地でございます。</p> <p>この土地は3筆で三角形の形をしておりまして、その2辺のうち1辺は初神地区の町道で近年拡幅した〇〇〇線という道路があるのですが、その道路幅員は5メートルとなっております。もう1辺の道路も同じく5メートルほどの幅員となっております、地域の人が利用している町道でございます。三角形の土地となっている一番下の面が、〇〇〇〇〇の駐車場に接しており、申請者としては一か所にまとめて効率がいい状況になるのではないかと思います。</p> <p>それから現状は、既に町道〇〇〇線の拡幅工事が終了しておりまして、</p>

	<p>道路下の排水路もしっかり整備してあり、道路の上側にある山の水や、荒廃した田があり、大雨が降った際の水害対策としても大丈夫であると見受けられました。</p> <p>第二小学校に向かう児童は、昔は町道〇〇〇線を通学路として利用していましたが、現在は県道沿いを利用する児童がほとんどで、今回拡幅した町道〇〇〇線に大型バスが侵入しても何ら交通の障害になるようなこともございません。</p> <p>申請地付近は、高齢者がほとんどを占めており、農地も放置されているような場所がほとんどなのですが、今回の申請のように駐車場としてきれいに整備されるのであれば、イノシシ等の被害も少なくなるのではないかと思います。むしろこの地域の住民にとっては今までよりも、安全になってくると見込まれ、地域の人達は喜ぶのではないかと思います。</p> <p>補足で、この土地を所有している方は若いころから、横浜に出ておられており、お父様が亡くなられて20年くらい前から農地をお持ちですが、百姓をやられた経験がなく、相続はしたけれども農業はできない、そういう方が農地以外で有効に活用していこうとする考えを示したことは、地域の方にとっても大変意義があるのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第40号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第40号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第3、議案第41号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」及び日程第4、議案第42号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は、関連する内容となっておりますので、一括議題と</p>

	したいと思いますが、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議が無いようですので、日程第3、議案第41号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」及び日程第4、議案第42号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は、一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇〇から東側に位置する田、合計6筆でございます。除外後の転用目的としましては、太陽光発電設備の設置を計画とされています。</p> <p>申請地は、令和2年8月20付で農地法第5条許可申請の許可承認を得ている計画に関連しております。本日、事前に別紙資料を配布しております。令和2年8月に許可承認された当時の申請書及び添付資料の一部をお配りしておりますのでご参考としてください。当初計画の太陽光パネル設置枚数は、1836枚とされていましたが、許可承認後、実際の測量等により設置不可能と判断し、隣接地である今回申請地を取得することが必要となったそうです。</p> <p>この度の変更承認を得た場合は、今後農業委員会に事業計画変更申請及び農地法第5条許可申請の提出が見込まれています。</p> <p>両申請者とも現在、申請地につきましては耕作されておらず、今後も農業後継者の見通しが立たず、農業とは違う形で土地の有効利用を図りたいと考えるようになり、今回太陽光設置会社からの誘致に賛同したとのことです。</p> <p>代替地の検討がされていますが、太陽光設置条件等に見合ったものがなく、当該地が適当であるとの判断で、変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと認められます。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良正喜委員、お願いします。</p>

世良正喜委員	<p>本案件は令和2年8月に許可承認を得た、萩原〇丁目〇〇〇〇〇番〇外4筆に関わるものです。11月19日に現地調査を行った際には、転用済の場所には太陽光設置は見受けられず、今回申請地については休耕状態でした。申請書にも記載がありましたが、申請地は標高が高いところに位置し、日当たりのよい場所でした。</p> <p>申請者は今後耕作する見込みはないとのことで、別利用で土地を活用したいとの思いがあり、今回農振農用地区域から除外して、その後太陽光発電設備を設置したいとのことでした。申請書の内容からも問題はないと思われれます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、1件ずつお諮りします。</p> <p>議案第41号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第3、議案第41号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第42号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第4、議案第42号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第5、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第43号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇から南東にある田1筆でございます。申請地は申請書提出時は休耕中でしたが、先日稲垣委員と調査を行った際には、土地全体に作付けしてある状態が確認されました。</p> <p>譲り渡し人は、労働により耕作活動に時間を充てるのが困難であり管理が難しいということです。譲り受け人は、経営規模拡大のため、譲り受けようとしております。現在、譲り受け人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はないと考えられます。</p> <p>譲り受け人の農作業へ常時従事日数は年間50日と、世帯員である父、〇〇〇〇〇氏が300日となっており、権利を取得する者またはその世帯員等の農作業に従事する「従事日数150日以上」の基準を満たしております。下限面積につきましては、条件として権利を取得する者またはその世帯員が耕作等する農地の面積の合算が1000㎡以上必要となります。今回の場合、譲り受け人の〇〇〇〇〇氏は農地を所有しておりませんが、世帯員の〇〇〇〇〇氏が全17筆、7000㎡超の農地を所有しており問題はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められ、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>稲垣委員、お願いします。</p>
稲垣委員	<p>11月15日に事務局と現地を確認してきました。申請地につきましては登記簿上、田となっておりますが現状稲作は行っておらず、豆や柿の木などが植えられている状況でした。</p> <p>現地は、鳥獣対策として新しくフェンスを設置したり、農地も整備されて豆等を植えられ、これから農業従事していくことが現況から見受けられました。</p> <p>譲り渡し人については、お勤めをされよるということで管理が難しく譲り受け人にお渡しするという事です。</p>

	<p>譲り受け人については、補助としてお父様が農業に従事されとることと、そのお父様が農地を所有していること、また、現地の状況を見た限り道路に接道しており、隣地に池もありそこから水を引けるということもあり耕作には問題が無いと判断します。</p> <p>また、資料を見た限り申請書の内容に問題はなく、許可相当であると判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは親子関係？
事務局	<p>親子関係ではありません。</p> <p>親戚だと思われませんが、現在はっきりした関係性がわかりません。</p> <p>申し訳ございません。</p>
原委員	承知した。
議長	<p>その他に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第6、報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号について、ご報告いたします。</p> <p>市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。</p> <p>本件につきましては、10月の1か月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は農地法第5条の規定による届出が4件ありましたことを、ご報告します。</p> <p>以上でございます。</p>

議長

ありがとうございました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

次回の農業委員会は12月20日（月）に開催予定です。

議案につきましては12月13日（月）以降に事務局から送付予定です。

以上をもちまして、令和3年第9回熊野町農業委員会を閉会します